

関税定率法等の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 . 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) 認定製造者の認定を受けるための申請手続及び認定製造者が作成する貨物確認書の記載事項等を定めることとする。( 関税法施行令第 5 9 条の 5、第 5 9 条の 7 及び第 5 9 条の 1 4 ~ 第 5 9 条の 1 7 関係 )
  - (2) 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成 2 1 年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。( 関税割当制度に関する政令別表関係 )
- 2 . 経済連携協定以外の関税についての条約の特別の規定による便益を適用する場合における原産地証明書の提出基準及び有効期間を改めることとする。( 関税法施行令第 6 1 条関係 )
- 3 . 中津港を開港に指定するとともに、気仙沼港を開港の指定から削除することとする。( 関税法施行令別表第 1 関係 )
- 4 . 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するエチルアルコールを軽減税率の適用を受ける貨物に追加することとする。( 関税定率法施行令第 5 7 条関係 )
- 5 . 特惠関税制度について、次による改正を行うこととする。
  - (1) 特惠受益国からサウジアラビアを除外することとする。
  - (2) 特惠関税の便益を与えない物品として中国を原産地とする布団等を指定することとする。( 関税暫定措置法施行令第 2 5 条及び別表第 1 関係 )
- 6 . カーボヴェルデの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からカーボヴェルデを除外することとする。( 関税定率法第 5 条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係 )

7 .相殺関税制度、不当廉売関税制度及び緊急関税制度に係る調査手続について、次による改正を行うこととする。

- (1) 財務大臣が調査に特に利害関係を有すると認める者を当該調査の直接の利害関係人として追加することとする。(相殺関税に関する政令第5条及び不当廉売関税に関する政令第8条関係)
- (2) 利害関係者が相当な期間内に証拠等を提供しない場合の取扱いに係る規定の整備を行うこととする。(相殺関税に関する政令第7条及び不当廉売関税に関する政令第10条関係)
- (3) 仮の決定の通知等に係る規定の整備を行うこととする。(相殺関税に関する政令第10条の2、不当廉売関税に関する政令第13条の2及び緊急関税等に関する政令第9条の2関係)
- (4) 利害関係者等からの意見の表明に係る規定の整備を行うこととする。(不当廉売関税に関する政令第12条の2関係)

8 .その他所要の規定の整備を行うこととする。

9 .この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成21年4月1日から施行することとする。